

第1編 総説

平成20年に告示された学習指導要領（以下「新学習指導要領」という。）の下で行われる学習評価について、平成22年3月に中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会報告「児童生徒の学習評価の在り方について」（以下「報告」という。）がとりまとめられた。また、同年5月に発出された文部科学省初等中等教育局長通知「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（以下「学習評価及び指導要録の改善通知」という。）では、学習評価の改善を図っていくための基本的な考え方について示されている。

これらを踏まえ、本センターでは、各学校における児童生徒の学習の効果的・効率的な評価に資するため、平成22年5月から評価規準、評価方法等の工夫改善に関する調査研究を行い、同年11月に「評価規準の作成のための参考資料」をとりまとめ、平成23年3月に、本資料をとりまとめた。

第1章 目標に準拠した評価の実施について

新学習指導要領の下で行われる学習評価について、学習評価及び指導要録の改善通知では、きめの細かな指導の充実や児童生徒一人一人の学習の確実な定着を図るため、学習指導要領に示す目標に照らしてその実現状況を評価する目標に準拠した評価を各学校において引き続き着実に実施することが重要であると示されている。このことは、各学校における目標に準拠した評価による各教科の観点別学習状況の評価や評定の着実な実施を意味している。

また、この学習評価及び指導要録の改善通知では、学校教育法の一部改正（平成19年6月公布）を受けて改訂された新学習指導要領の総則に示された学力の3つの要素を踏まえて、評価の観点が「関心・意欲・態度」、「思考・判断・表現」、「技能」及び「知識・理解」に整理され、その趣旨とともに示されている。

1 評価規準の設定と「評価規準の作成のための参考資料」について

各学校における観点別学習状況の評価が効果的に行われるようにするため、各教科の評価の観点及びその趣旨を参考として、評価規準の工夫・改善を図ることが重要であることから、本センターでは、平成22年11月に「評価規準の作成のための参考資料」をとりまとめた。

目標に準拠した評価を着実に実施するためには、各教科の目標だけでなく、領域や内容項目レベルの学習指導のねらいが明確になっている必要がある。そして、学習指導のねらいが児童生徒の学習状況として実現されたというのは、どのような状態になっているかが具体的に想定されている必

要がある。

このような状況を具体的に示したものが評価規準であり、各学校において設定するものである。

以上のような考え方を踏まえ、各学校において評価規準を設定する際の参考となるよう作成した「評価規準の作成のための参考資料」では、第1に、学習指導要領の学年（又は分野）目標を実現するために、各教科の内容のまとまりごとに「評価規準に盛り込むべき事項」を示している。

「評価規準に盛り込むべき事項」は、新学習指導要領の各教科の目標、学年（又は分野）の目標及び内容の記述をもとに、学習評価及び指導要録の改善通知で示されている各教科の評価の観点及びその趣旨、学年（又は分野）別の評価の観点の趣旨を踏まえて作成している。

第2に、各学校において単元や題材ごとの評価規準や学習活動に即した評価規準を設定するに当たって参考となるよう、「評価規準に盛り込むべき事項」をより具体化したものを「評価規準の設定例」として示している。

「評価規準の設定例」は、原則として、新学習指導要領の各教科の目標、学年（又は分野）の目標及び内容のほかに、当該部分の学習指導要領解説（文部科学省刊行）の記述をもとに作成している。

これらや教育委員会が作成した学習評価に関する参考となる資料を参考にしつつ、各学校において適切な評価規準が設定されることが期待される。

2 評価方法の工夫改善について

各学校においては、各教科の学習活動の特質、評価の観点や評価規準、評価の場面や児童生徒の発達段階に応じて、観察、児童生徒との対話、ノート、ワークシート、学習カード、作品、レポート、ペーパーテスト、質問紙、面接などの様々な評価方法の中から、その場面における児童生徒の学習の状況を的確に評価できる方法を選択していくことが必要である。上記のような評価方法に加えて、児童生徒による自己評価や児童生徒同士の相互評価を工夫することも考えられる。

評価を適切に行うという点のみでいえば、できるだけ多様な評価を行い、多くの情報を得ることが重要であるが、他方、このことにより評価に追われてしまえば、十分に指導ができなくなるおそれがある。児童生徒の学習状況を適切に評価し、その評価を指導に生かす点に留意する必要がある。

なお、ペーパーテストは、評価方法の一つとして有効であるが、ペーパーテストにおいて得られる結果が、目標に準拠した評価における学習状況のすべてを表すものではないことについては、改めて認識する必要がある。

そこで、例えば、ワークシート等への記述内容は、「知識・理解」の評価だけでなく、「関心・意欲・態度」「思考・判断・表現」「技能」の評価にも活用することが可能であり、児童生徒の資質や能力を多面的に把握できるように工夫し、活用することが考えられる。

3 評価時期等の工夫について

報告では、評価時期に関して、以下の2点について述べられている。

- ・授業改善のための評価は日常的に行われることが重要である。一方で、指導後の児童生徒の状況を記録するための評価を行う際には、単元等のある程度長い区切りの中で適切に設定した時期において「おおむね満足できる」状況等にあるかどうかを評価することが求められる。
- ・「関心・意欲・態度」については、表面的な状況のみに着目することにならないよう留意するとともに、教科の特性や学習指導の内容等も踏まえつつ、ある程度長い区切りの中で適切な頻度で「おおむね満足できる」状況等にあるかどうかを評価するなどの工夫を行うことも重要である。

各学校で年間指導計画を検討する際、それぞれの単元（題材）において、観点別学習状況の評価に係る最適の時期や方法を観点ごとに整理することが重要である。これにより、評価すべき点を見落としていないかを確認するだけでなく、必要以上に評価機会を設けることで評価資料の収集・分析に多大な時間を要するような事態を防ぐことができ、各学校において効果的・効率的な学習評価を行うことにつながると考えられる。

第2章 各学校における指導と評価の工夫改善

1 指導と評価の一体化

新学習指導要領は、基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力、判断力、表現力等をバランスよく育てることを重視している。各教科の指導に当たっては、児童生徒の主体的な活動を生かしながら、目標の確実な実現を目指す指導の在り方が求められる。

このバランスのとれた学力を育成するためには、学習指導の改善を進めると同時に、学習評価においては、各観点ごとの評価をバランスよく実施することが必要である。

さらに、学習評価の工夫改善を進めるに当たっては、学習評価をその後の学習指導の改善に生かすとともに、学校における教育活動全体の改善に結びつけることが重要である。その際、学習指導の過程や学習の結果を継続的、総合的に把握することが必要である。

各学校においては、児童生徒の学習状況を適切に評価し、評価を指導の改善に生かすという視点を一層重視し、教師が指導の過程や評価方法を見直して、より効果的な指導が行えるよう指導の在り方について工夫改善を図っていくことが重要である。

2 学習評価の妥当性、信頼性

報告では、各学校や設置者の創意工夫を生かす現場主義を重視した学習評価として、各学校においては、組織的・計画的な取組を推進し、学習評価の妥当性、信頼性等を高めるよう努めることが重要であるとされている。ここでいう学習評価の「妥当性」は、評価結果が評価の対象である資質や能力を適切に反映しているものであることを示す概念とされている。この「妥当性」を確保していくためには、評価結果と評価しようとした目標の間に適切な関連があること（学習評価が学習指導の目標に対応するものとして行われていること）、評価方法が評価の対象である資質や能力を適切に把握するものとしてふさわしいものであること等が求められるとされている。

また、学習評価及び指導要録の改善通知では、学校や設置者において、学習評価の妥当性、信頼性を高める取組が求められている。

妥当性、信頼性を高めるためには、各学校において、次のような取組が有効と考えられる。

まず、学習評価を進めるに当たっては、指導の目標及び内容と対応した形で評価規準を設定することや評価方法を工夫する必要がある。

特に、評価方法を検討する際には、評価の観点で示される資質や能力等を評価するのにふさわしい方法を選択することが、評価の妥当性や信頼性

を高めることになる。

また、評価方法を評価規準と組み合わせて設定することが必要であり、評価規準と対応するように評価方法を準備することによって、評価方法の妥当性、信頼性が高まるものと考えられる。

3 学校全体としての組織的・計画的な取組

学習評価の工夫改善を進めるに当たっては、評価規準を適切に設定するとともに、評価方法の工夫改善を進めること、評価結果について教師同士で検討すること、授業研究等を通じ教師一人一人の力量の向上を図ること等について、校長のリーダーシップの下、学校として、組織的・計画的に取り組むことが必要である。

(1) 教師の共通理解と力量の向上

学校全体として評価についての力量を高めるためには、学校としての評価の方針、方法、体制、結果などについて、校長のリーダーシップの下、日頃から教師間の共通理解を図る必要がある。このように、評価に関する情報の共有や交換により、経験年数等に左右されず教師が共通の認識をもって評価に当たることができるようにすることが重要である。

さらに、複数の教師で、どのように学習評価を進めれば指導に生かす評価の充実が図れるのか、教師にとって過大な負担とならないかなどについて確認し合うことが、効果的で効率的な評価を行うことにつながる。

以上のことを学校として組織的に実施するために、校内研究・研修の在り方を一層工夫する必要がある。

そのうえで、これまでの実践の蓄積を生かしていくことが大切であり、学校として組織的・計画的に取り組むことが、評価の妥当性、信頼性を高めることになる。

(2) 保護者や児童生徒への情報の提供

学習評価及び指導要録の改善通知では、保護者や児童生徒に対して、学習評価に関する仕組み等について事前に説明したり、評価結果の説明を充実したりするなどして学習評価に関する情報をより積極的に提供することも重要とされている。

どのような評価規準、評価方法により評価を行ったのかといった情報を保護者や児童生徒にわかりやすく説明し、共通理解を図ることが重要となる。信頼される評価を行うためには、評価が目的に応じて、保護者や児童生徒などの関係者の間でおおむね妥当であると判断できるものであることも重要な意味をもつ。

第3章 本資料の構成及び主な内容等

本資料の構成は、第1編 総説，第2編 各教科，第3編 特別活動，第4編 外国語活動からなっている。各教科，特別活動，外国語活動で紹介する事例の特徴は以下のとおりである。

1 各教科の事例について

(1) 単元（題材）の評価に関する事例の提示

本資料では、原則として、教科ごとに4事例提示している。なお、体育については6事例（運動領域4事例，保健領域2事例）を提示している。

事例の提示に当たっては、以下の点に留意した。

第1に、事例1については、1単元（題材）における指導と評価の計画を示しながら、当該教科における各観点の特徴を踏まえた評価の留意点を説明している点である。

第2に、「単元（題材）の評価規準」などを示すとともに、それらがどの「評価規準に盛り込むべき事項」や「評価規準の設定例」を参考に設定されたかが分かるようにしている。

第3に、「指導と評価の計画」の中に、当該単元（題材）において、どのような評価方法を選択し組み合わせたかが分かるようにするとともに、教科により、必要に応じて、ワークシートや作品などの評価方法として活用したものを資料として提示したり、具体的に工夫した点についての説明を加えたりして、多様な方法を紹介した点である。

第4に、「おおむね満足できる」状況、「努力を要する」状況、「十分満足できる」状況と判断した児童生徒の具体的な状況の例などを示している。また、「努力を要する」状況と判断した児童生徒への指導の手立てや働きかけを示したり、「努力を要する」状況に至ることのないよう配慮した点を示したりした点である。

第5に、当該単元（題材）において、観点ごとにどのような総括を行ったのかについて、その考え方や具体例などを示した点である。

(2) 効果的・効率的な評価

ある単元（題材）において、あまりにも多くの評価規準を設定したり、多くの評価方法を組み合わせたりすることは、評価を行うこと自体が大きな負担となり、その結果を後の学習指導の改善に生かすことも十分できなくなるおそれがある。例えば、1単位時間の中で4つの観点すべてについて評価規準を設定し、そのすべてを評価し学習指導の改善に生かしていくことは現実的には困難であると考えられる。教師が無理なく児童生徒の学習状況を的確に評価できるよう評価規準を設定し評価方法を

選択することが必要である。

また、評価の実践を踏まえ、必要に応じて評価規準や評価方法について検討し見直しを行っていくことも効果的である。

本資料では、教科ごとに複数の事例を紹介しているが、効果的・効率的な評価を進めるうえで参考となるよう以下の点に配慮した。

- ・ 評価結果を記録する機会を過度に設定することのないよう、各観点で1単元（題材）内で平均すると1単位時間当たり1～2回の評価回数となるよう指導と評価の計画を示した。
- ・ ノートやレポート、ワークシート、作品など、授業後に教師が確認しながら評価を行えるような方法と、授業中の見取りを適切に組み合わせ、全員の学習状況を適切に見取りつつ、それぞれの児童生徒の特性にも配慮した評価方法が採用できるよう配慮した。
- ・ 評価が円滑に実施できていないと教師がとらえている観点をはじめとして、それぞれの観点において、どのような児童生徒の姿や記述等を評価対象とすればよいかを明確に示すようにした。

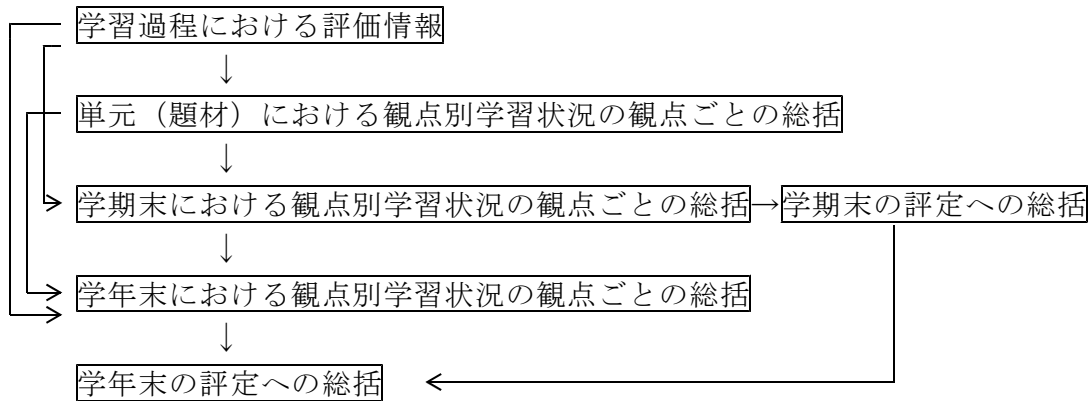
（3）総括

観点別学習状況の評価を総括する時期を、単元末、学期末、学年末とした場合、どの段階で、どの評価情報に基づいて総括するかによって、結果に違いが生じることも考えられる。（例えば、学年末に総括する際、単元末の評価結果を年間を通して総括するか、一度学期ごとに総括した評価結果から総括するかで結果が異なる場合もあり得る。）

また、評価情報の蓄積の方法については、次のようなものが考えられる。

- ・ 評価の A, B, C を蓄積する方法
学習活動に即した評価規準を観点ごとに設け、「十分満足できる」と判断されるものを A, 「おおむね満足できる」と判断されるものを B, 「努力を要する」と判断されるものを C などのようにアルファベットや記号で記録し、その結果を蓄積していく方法で、総括においては A, B, C の数をもとに判断することになる。
- ・ 評価を数値で表して蓄積する方法
学習の実現状況を数値で表したものを蓄積していく方法である。例えば、A = 3, B = 2, C = 1 というように数値で表し、蓄積する。総括の際には、蓄積した数値の合計点や平均値などを用いることになる。

観点別学習状況の評価の観点ごとの総括の他、評定への総括は、学期末や学年末などに行うことが考えられる。具体的な総括の流れとしては、以下の図に示したように、いくつかの例が考えられる。



① 観点別学習状況の評価の観点ごとの総括

単元(題材)における観点ごとの総括については、教科ごとに事例の中でも取り上げている。学期末や学年末における観点ごとの評価の総括、評定への総括については、「学習評価の工夫改善に関する調査研究」(平成16年3月、国立教育政策研究所)をもとに考え方を示している。

なお、各学校における総括の具体的な考え方や方法等は、これらを参考にしつつ、より一層工夫していくことが必要である。

ア 単元(題材)における観点ごとの評価の総括

単元(題材)においては、学習過程における評価情報を観点ごとに総括する。観点ごとの評価記録が複数ある場合の総括の方法としては、次のようなものが考えられる。

(ア) 評価結果の A, B, C の数

ある観点でいくつかのまとまりごとに何回か行った評価結果の A, B, C の数が多いものが、その観点の学習の実現状況を最もよく表しているとする考え方に立つ総括方法である。例えば、3回評価を行った結果が「ABB」ならば B と総括する。なお、「AABB」の総括結果を A とするか B とするかなど、同数の場合や3つの記号が混在する場合の総括の仕方をあらかじめ決めておく必要がある。

(イ) 評価結果の A, B, C を数値に表す

ある観点でいくつかのまとまりごとに何回か行った評価結果 A, B, C を、例えば、 $A = 3$, $B = 2$, $C = 1$ のように数値によって表して、合計したり、平均したりすることで総括する方法である。例えば、(総括の結果を B とする判断の基準を $[1.5 \leq \text{平均値} \leq 2.5]$) とすると、「ABB」の平均値は、約 $2.3 [(3 + 2 + 2) \div 3]$ で総括結果は B となる。

このほか、本資料では、観点によって特定の評価機会における結果について重み付けした例なども紹介している。

イ 学期末における観点ごとの評価の総括

学期末における観点ごとの評価の総括は、単元（題材）ごとに総括した観点ごとの評価結果をもとに行う場合と、学習過程における評価情報から総括する場合が考えられる。

なお、総括の方法は、ア（ア）及び（イ）と同様であると考えられる。

ウ 学年末における観点ごとの評価の総括

学年末における観点ごとの総括については、学期末に総括した観点ごとの評価結果をもとに行う場合と、単元（題材）ごとに総括した観点ごとの評価結果をもとに行う場合などが考えられる。

なお、総括の方法は、ア（ア）及び（イ）と同様であると考えられる。

② 観点別学習状況の評価の評定への総括

評定が学習指導要領に示す各教科の目標に照らして学習の実現状況を総括的に評価するものであるのに対し、観点別学習状況は学習指導要領に示す各教科の目標に照らして学習の実現状況を分析的に評価するものであり、観点別学習状況の評価が評定を行うための基本的な要素となる。

なお、評定への総括の場面は、学期末や学年末などに行われることが多い。学年末に評定へ総括する場合には、学期末に総括した評定の結果をもとにする場合と、学年末に観点ごとに総括した評価の結果をもとにする場合が考えられる。

観点別学習状況の評価の評定への総括は、各観点の評価結果を A, B, C の組合せ、又は、A, B, C を数値で表したものに基づいて総括し、その結果を小学校では 3 段階で表し、中学校では 5 段階で表す。

A, B, C の組合せから評定に総括する場合、各観点とも同じ評価がそろう場合は、小学校については、「AAAA」であれば 3、「BBBB」であれば 2、「CCCC」であれば 1、中学校については、「AAAA」であれば 4 又は 5、「BBBB」であれば 3、「CCCC」であれば 2 又は 1 とするのが適当であると考えられる。それ以外の場合は、各観点の A, B, C の数の組合せから適切に評定する必要がある。

なお、観点別学習状況の評価結果は A, B, C など表されるが、そこで表された学習の実現状況には幅があるため、機械的に評定を算出することは適当ではない場合も予想される。

また、評定は 3, 2, 1 や 5, 4, 3, 2, 1 という数値で表されるが、これを見童生徒の学習の実現状況を 3 つないし 5 つに分類したものとしてとらえるのではなく、常にこの結果の背景にある見童生徒の具体的な学習の実現状況を思い描き、適切にとらえることが大切である。

評定への総括に当たっては、このようなことについても十分に検討する必要がある。

そして、評価に対する妥当性や信頼性を高めるために、各学校では観点別学習状況の評価の観点ごとの総括及び評定への総括の考え方や方法について共通理解を図り、児童生徒及び保護者に十分説明し理解を得ることが大切である。

2 特別活動について

特別活動は、各教科と異なり、全校又は学年を単位として行う活動があり、また、学級担任以外の教師が指導することが多い。

そのため、本資料においては、学習指導要領に示された活動ごとに工夫例を交えながら評価の進め方や留意点等について記述している。特に、指導と評価の計画例では、学習評価及び指導要録の改善通知で示されている評価の観点や、「評価規準の作成のための参考資料」で示されている「評価規準に盛り込むべき事項」を活用している。

3 外国語活動について

学習評価及び指導要録の改善通知では、外国語活動の記録について、「評価の観点を記入した上で、それらの観点に照らして、児童の学習状況に顕著な事項がある場合にその特徴を記入する等、児童にどのような力が身に付いたかを文章で記述する」ことが示されている。また、評価の観点については、設置者は、小学校学習指導要領等に示す外国語活動の目標を踏まえ、同通知を参考に設定すること、各学校において観点を追加して記入できるようにすることが示されている。

これを踏まえて、各学校における評価の観点に照らした学習評価の円滑な実施に資するため、本センターでは、小学校外国語活動における評価方法等の工夫に関する調査研究を行い、その成果をとりまとめた。

ここでは、外国語活動の学習評価を行う際の留意点のほかに、「英語ノート」（平成21～23年度文部科学省配布）に掲載された指導案に沿った事例や、「英語ノート」に掲載された指導案とは異なる活動に基づく事例を紹介している。

◎各教科の事例を読むにあたって

□各教科における学習評価

各学校で評価規準を設定する際に、「評価規準の作成のための参考資料」の「評価規準に盛り込むべき事項」や「評価規準の設定例」をどのように活用するか、また、設定する際の留意点等について解説している。

□各教科の事例

事例1は、単元（題材）の目標、単元（題材）の評価規準、指導と評価の計画、観点別評価の進め方、観点別評価の総括の順に記述されており、単元（題材）の評価規準の設定から総括までの一連の流れがわかるようにしている。

事例2～4（体育については6）については、それぞれ説明する内容に沿った項目、配列等になっている。

また、全ての事例にキーワードを付し、各事例で紹介する内容のポイントがわかるようにしている。

さらに、学習指導要領の内容と「評価規準の作成のための参考資料」で示している「評価規準の設定例」等の関連する箇所がわかるようにしている。

教科名 事例△
単元（題材）名

第△学年 ◇内容のまとめり

キーワード

◇は、当該事例で扱う学習指導要領の内容と評価規準の設定例等との関連を確認できるように、「評価規準の作成のための参考資料」における内容のまとめりを記しています。